四　会計監査人は、次に掲げるものの閲覧若しくは謄写をし、又は当該一般社団法人の理事若しくは職員に対し、会計に関する報告を求めることができること。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの

8　法第百二十七条第五号ト に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　決算の決定に関する事項

二　借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れに関する事項

三　重要な資産の処分に関する事項

四　合併に関する事項

五　目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項

9　法第百二十七条第五号ル に規定する厚生労働省令で定める者は、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とする。

（最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）

第四十条の二　令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。（新設）

（公示の方法）

第四十条の三　法第百二十九条及び法第百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。（新設）

（法第百三十一条において準用する法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第四十条の四　法第百三十一条において準用する法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、社会福祉連携推進法人の社員の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ、法第百二十五条に掲げる全ての業務を行うもの及びこれに類するものとする。（新設）

（事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの）

第四十条の五　令第三十五条第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。（新設）

一　当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（次項において「子法人」という。）

二　一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

2　前項各号の「財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業、又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。

（委託募集の特例）

第四十条の六　社会福祉連携推進法人が法第百三十四条第一項に規定する募集（以下この条において「委託募集」という。）に従事するときは、社会福祉連携推進法人及びその社員は、次に掲げる基準に適合しなければならない。（新設）

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）その他労働関係法令に係る重大な違反がないこと。